

ご結婚式・ご披露宴利用規約及び申込書

広島エアポートホテル・フォレストヒルズガーデン(以下、「ホテル」と称します)では、ご結婚式・ご披露宴(以下、「披露宴等」と称します)のご契約(以下、「契約」と称します)及びご結婚式・ご披露宴の会場(以下、「挙式場、宴会場、レストラン等を総称して、単に「会場」と称します)のご利用に関して、以下の通り規約を定めておりますので、会場の利用、設営、お支払いなどについて、下記の事項を予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

第1条 ご契約の成立

契約は、ホテル所定の「ご結婚式・ご披露宴申込書」にお客様(申込者)が署名し5万円をお預かりさせていただいた時点で成立するものとさせていただきます。

第2条 挙式・披露宴時間及び追加室料について

会場の使用時間は、予め取り決めたご使用開始から終了までの時間(以下、「契約時間」と称します)とさせていただきます。契約時間を超過した場合は、別に定める追加料金を申し受けます。ただし、会場の都合でご使用時間の超過に応じられない場合もございます。

第3条 お支払い

お支払いは披露宴等開催日の10日前までに現金、クレジットカード又はホテル指定銀行口座へのお振込みにてお支払いいただけます。支払われない場合、延滞金(1年を365日として日割計算、年率6%)を加算してお支払いいただけます。残金が発生した場合は、披露宴等終了後2週間以内にお支払いいただけます。

第4条 有料人数の確認

料理等を用意する人数(以下、「有料人数」と称します)は、披露宴等開催日の3日前の正午までにホテル担当係員にお知らせください。上記期限を過ぎてご出席者が当初の有料人数より減少した場合は、当初の有料人数分の料金を申し受けます。また、ご連絡頂いた時点で既に発注、その他手配が完了している別注品については、その料金を申し受けます。

第5条 お客様による解約および延期

- お客様が既に契約された披露宴等を解約される場合は、第6条に定める取消料を申し受けます。
- 延期は、解約の取り扱いに準じます。ただし、日程の確定している延期の場合は、第7条に定める期日変更料を申し受けます。
- 解約・延期の別なく、印刷物等の実費及び披露宴等に付帯する衣裳等のキャンセル料等、すでに費用が発生しているものについては、その金額を別途申し受けます(以下、本項の実費及びキャンセル料を総称して、以下の各条において、単に「実費」と称します)

第6条 取消料について

お客様からの解約の通知をいただいた日より、下記の取消料を申し受けます。

ご婚礼当日の91日以前	お申込金全額+実費
ご婚礼当日の90日前~61日前まで	お見積額(サービス料を除く)の30%+実費
ご婚礼当日の60日前~31日前まで	お見積額(サービス料を除く)の40%+実費
ご婚礼当日の30日前~14日前まで	お見積額(サービス料を除く)の50%+実費
ご婚礼当日の13日前~7日前まで	お見積額(サービス料を除く)の60%+実費
ご婚礼当日の6日前~2日前まで	お見積額(サービス料を除く)の80%+実費
ご婚礼当日の前日及び当日	お見積額(サービス料を除く)の全額

第7条 期日変更料について

ご婚礼当日の61日前まで	実費
ご婚礼当日の60日前~31日前まで	お見積額(サービス料を除く)の20%+実費
ご婚礼当日の30日前~14日前まで	お見積額(サービス料を除く)の30%+実費
ご婚礼当日の13日前~7日前まで	お見積額(サービス料を除く)の40%+実費
ご婚礼当日の6日前~2日前まで	お見積額(サービス料を除く)の60%+実費
ご婚礼当日の前日及び当日	お見積額(サービス料を除く)の全額

お見積り金額は、ホテル担当係員とのお打合せにおいてその都度決定した金額をお見積り金額とさせていただきます。

第8条 期日変更後の解約について

期日変更後に、解約された場合も第6条の規定を準用させていただきます。

第9条 お客様による衣裳・引出物等のお手配について

プロカメラマン(写真・VTR)・プロ司会者・衣裳・美容・着付・装花・引出物・その他等をお客様側で手配される場合については、事前にホテル担当係員までご連絡賜りますようお願い申し上げます。尚、お客様で手配される場合はホテル所定の「プライダル各種料金表」に準じ、お持込料・お取扱い保管料をいただきますので、予めご了承ください。

第10条 装飾・余興等の手配について

披露宴等に関連する装飾・装花・音響・照明・余興等につきましては、ホテル指定の業者に手配させていただきます。お客様のご都合でホテル指定業者以外の業者をご利用になる場合は、ご結婚式・ご披露宴を円滑に行うため事前にホテルの了解を得てくださいますようお願い申し上げます。

第11条 直接ご依頼の業者に対する説明について

ホテルの了解のもとに直接お客様が依頼した業者が行う、披露宴等に関する装飾・余興等の機器および材料の搬入、搬出、又は看板のサイズ、その取り付け方法、設置場所等の設定につきましては、ホテルの美観、動線などを踏まえて一定のルールのもとに実施していただくよう、ホテルがその業者の方々にご説明申し上げますので、必ず事前にホテル担当係員までご連絡ください。

第12条 損害賠償について

お客様およびお客様側の全ての関係者(出席客、お客様が直接依頼した業者を含む)は、ホテルの施設、什器備品等を損傷しないよう充分ご注意ください。もし、施設、什器備品等の損傷等損害が発生した場合は、その修理に関してホテルより指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理されるか、またはその損害の賠償金をご負担していただきます。

第13条 禁止事項について

次に掲げる事項につきましては禁止事項となっておりますので、厳守していただきますようお願い申し上げます。

- 犬、猫、小鳥その他愛玩動物、家畜等の持込み。(身体障害者補助犬は除く)
- 大音響を発するものの持込み(太鼓等の打楽器、及び編成バンドの演奏等につきましては、他会場に影響を与えるため事前にホテル担当係員にご相談いただけますようお願い申し上げます)
- 発火、又は引火性の物品の持込み。
- 悪臭を発するものの持込み。
- 法令、又は公序良俗に反する行為、又は他のお客様のご迷惑になるような言動。
- 備付品の移動、損傷、汚損。
- 使用目的以外のご利用。
- その他、法令等で禁じられている行為。

第14条 お客様に対する契約解除について

次の場合、ホテルは披露宴等の契約を解除させていただく場合がございます。

- お客様、又は披露宴等への出席者が披露宴等に関し、第13条①~⑧の規定に違反する場合、又はその恐れがある場合。
- お客様、又は出席者が暴力団員、又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- 披露宴等に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 天災、又は施設の故障、その他やむを得ない事由により会場を使用することが出来ないうとき。

上記の各項に該当する場合の解除につきましては、解除にともなう損害賠償等は致しかねますのでご了承ください。

第15条 個人情報開示について

ホテルは、「ご結婚式・ご披露宴申込書」でお申込者のご同意を得た上で、婚礼業務全般を行うため、申込書に記載された情報を開示させていただきます。

第16条 その他

- 施設内において、お客様側の管理下で発生した事故・盗難につきましては、ホテルは一切責任を負いませんので、充分にご注意ください。
- 本規約に定めのない事項につきましては法令、又は一般に確立された慣習に従うものとさせていただきます。

広島エアポートホテル・フォレストヒルズガーデン 総支配人

当ホテル「ご結婚式・ご披露宴利用規約」に記載の内容をすべて確認了承の上、申し込みます。

申込日 西暦 年 月 日

ご新郎側

申込者署名

ご新婦側

挙式日 西暦 年 月 日

申込者署名